

市町村障害者計画及び障害福祉計画の概要について

	市町村障害者計画	市町村障害福祉計画
根拠	<p>障害者基本法第11条第3項</p> <p>市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。</p>	<p>障害者総合支援法第88条第1項</p> <p>市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。</p>
計画期間	<p>本市の計画は、平成27～32年度(6か年)</p> <p>※法律上の規定なし。</p> <p>(国)障害者基本計画:平成25～29年度(5か年)</p> <p>(県)ひょうご障害者福祉プラン:平成27～32年度(5か年)</p>	<p>本市の計画は、平成27～29年度(3か年)</p> <p>※同法第87条に基づき厚生労働大臣が定める「基本指針」で、3年と規定されている。</p>
定める事項・内容等	<p>法律上、計画に定めるべき事項は明記されていないが、</p> <p>①同法第10条に基づき、<u>障害者への支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に策定され、実施する必要があること</u></p> <p>②障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、同法第11条第1項及び第2項に基づき策定される、<u>国及び県の障害者基本計画を基本にすること</u>などが規定されている。</p>	<p>計画に定めるべき主な事項として、</p> <p>①<u>障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標</u></p> <p>②各年度における<u>指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援の必要な見込量</u></p> <p>③各年度における<u>地域生活支援事業の見込量等</u></p> <p>④上記②③における見込量の確保のための方策などが規定されている。</p>
主な特徴・改正点	<p>国の「第3次障害者基本計画」の特徴として、</p> <p>①障害者施策の基本原則等の見直し</p> <p>②計画期間の見直し(前回10年間 → 現行5年間)</p> <p>③施策分野の見直し(安全・安心、差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮の3分野の新設等)などが挙げられる。</p>	<p>第4期障害福祉計画(平成27～29年度)に係る国の基本方針において、</p> <p>①PDCAサイクルの導入</p> <p>②成果目標に「<u>地域生活支援拠点等の整備</u>」を追加</p> <p>③障害児支援の体制整備についても定めるよう規定などが新たに盛り込まれている。</p>

■ 施策体系

基本理念

誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現

重点課題

必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり

生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり

共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり

基本施策

1 保健・医療

2 福祉サービス、相談支援

3 療育・教育

4 雇用・就労

5 生活環境、移動・交通

6 スポーツ・文化、社会参加活動

7 安全・安心

8 情報、啓発・差別の解消

9 権利擁護、行政サービス等における配慮

施策の方向性

(1) 医療、リハビリテーション

(2) 精神保健に対する施策

(3) 難病等に対する施策

(4) 障害の原因となる疾病の予防・支援等

(1) 障害福祉サービス等

(2) 相談支援体制

(1) 療育

(2) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育

(3) こころの教育・支援

(1) 雇用機会

(2) 多様な就労

(1) 生活環境

(2) 移動環境

(1) スポーツ、文化芸術活動

(2) 社会参加活動等

(1) 防災対策

(2) 防犯対策、消費者保護

(1) 情報の利用のしやすさ

(2) 理解・啓発活動及び差別解消

(1) 権利擁護

(2) 行政サービス等における配慮

■ 障害者計画における施策目標・活動指標一覧

重点課題	基本施策	施策目標		施策の方向性	活動指標	現状 (H25年度)	方向性	
		代表的な活動指標	現状→目標 (H32年度)					
1 必身で要近きなる支地環援域境をつくり、暮らしやすくなる	保健・医療	退院促進・地域移行支援に関する相談回数	(現状) ⇒ (目標) 一回 ⇒ 720回 一人 ⇒ 240人	医療、リハビリテーション	自立支援医療（更生医療）費の助成件数	4,725件	→	
					障害者（児）医療費の助成件数	422,128件	→	
					身体障害者福祉センターの利用者数	2,558人	↑	
					精神保健に対する施策	退院促進・地域移行支援に関する相談回数	一回	↑
					難病等に対する施策	難病相談会・交流会活動の参加者数	258人	↑
					障害の原因となる疾病の予防・支援等	乳幼児健康診査の受診率	96.7%	↑
						特定健康診査の受診率	37.1%	↑
	福祉サービス相談支援	基幹型の相談窓口機能の設置	(現状) ⇒ (目標) 一か所 ⇒ 2か所	障害福祉サービス等	(第4期尼崎市障害福祉計画において目標値及びサービス等見込量を設定)	—	—	
				相談支援体制	委託相談支援事業所における延べ相談回数	14,302回	↑	
					基幹型の相談窓口機能の設置	—	↑	

重点課題	基本施策	施策目標		施策の方向性	活動指標	現状 (H25年度)	方向性	
		代表的な活動指標	現状→目標 (H32年度)					
2 生自できがらるいし環をく境持暮つづらぐてす	療育・教育	「あまっこファイル」説明会の開催回数	(現状) ⇒ (目標) 一回 ⇒ 6回 一人 ⇒ 60人	療育	障害児保育研修の参加者数	169人	↑	
					障害児等療育支援事業における相談件数	2,583件	↑	
					「あまっこファイル」説明会の開催回数	一回	↑	
						一人	↑	
					インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育	「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成及び活用数	1,018件	↑
	雇用・就労	障害者優先調達推進法に基づく調達件数	(現状) ⇒ (目標) 4件 ⇒ 12件	雇用機会	尼崎市障害者就労・生活支援センターみなのりを通じた就労者数	35人	↑	
					多様な就労	障害者優先調達推進法に基づく調達件数	4件	↑
					生活環境	市内グループホームの定員数	261人	↑
	生活環境移動・交通	市内グループホームの定員数	(現状) ⇒ (目標) 261人 ⇒ 506人	移動環境	障害者市バス特別乗車証の交付枚数	13,024枚	→	
					福祉タクシー利用料の助成件数	78,410件	→	
					リフト付自動車の派遣件数	8,501件	→	
	スポーツ・文化社会参加活動	尼崎市障害者（児）スポーツ大会の参加者数	(現状) ⇒ (目標) 1,237人 ⇒ 1,500人	スポーツ、文化芸術活動	尼崎市障害者（児）スポーツ大会の参加者数	1,237人	↑	
					兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会の参加者	36人	↑	
				社会参加活動等	身体障害者福祉センターの利用者数	12,183人	↑	
				ふれあい学級への参加者数	296人	→		

重点課題	基本施策	施策目標		施策の方向性	活動指標	現状 (H25年度)	方向性	
		代表的な活動指標	現状→目標 (H32年度)					
3 共安でに心き支しるえて環合暮境いらづす	安全・安心	避難場所を知らない「障害のある人」の割合	(現状) ⇒ (目標) 31.9% ⇒ 16.0%	防災対策	防災マップの作成地域数	25か所	↑	
						福祉避難所の指定数	6か所	↑
						避難場所を知らない「障害のある人」の割合	31.9%	↓
	情報啓発・差別の解消	障害者差別解消法の認知度	(現状) ⇒ (目標) 10.3% ⇒ 32.3%	防犯対策、消費者保護	—	—	—	
				情報の利用のしやすさ	意思疎通支援（派遣）事業の利用者数	81人	↑	
					点字・録音図書の利用者数	6,978人	→	
	権利擁護行政サービス等における配慮	障害者虐待防止法の認知度	(現状) ⇒ (目標) 16.9% ⇒ 45.2%	理解・啓発活動及び差別解消	障害をテーマとした啓発事業等の開催回数	4回	↑	
					障害者差別解消法の認知度	10.3%	↑	
					成年後見制度利用支援事業の利用件数	12件	↑	
					成年後見制度の認知度	21.7%	↑	
				障害者虐待防止法の認知度	16.9%	↑		
			行政サービス等における配慮	—	—	—		

尼崎市障害者計画・障害福祉計画における PDCAサイクルのプロセスのイメージ

基本理念

誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現

重点課題 1

必要な支援を受け、
身近な地域で暮らすことができる環境づくり

重点課題 2

生きがいを持って
自分らしく暮らすことができる環境づくり

重点課題 3

共に支え合い、
安心して暮らすことができる環境づくり

「基本理念」や「重点課題」の達成を推し量るため、各基本施策に「施策目標」と「活動指標」を設定

「施策目標」や「活動指標」の
進捗状況を把握していくことで
進捗管理を行う。

障害福祉サービス等の提供の確保
に向けて、「目標」や「必要見込量」
の進捗管理を行う。

